

第1章 保育士修学資金貸付制度の概要

本章では保育士修学資金貸付制度の概要について説明します。詳細は該当する各章でご確認ください。

1. 目的【規則第1条】

保育士養成施設に在学し、卒業後横浜市内の児童福祉施設等で保育士業務に従事しようとする方に修学資金を貸付け、修学を容易にすることにより、保育士の養成及び確保に資することを目的とします。

2. 実施主体

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

3. 貸付対象【規則第3条/要綱第3条】

修学資金の貸付けを受けるには、当該年度の卒業見込み者とし、次の要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 保育士養成施設に在学している
- (2) 卒業後、以下の区分ごとに示した年数以上、横浜市内の指定施設（5頁参照）において継続して保育士業務に従事する意思がある
 - ① 中高年離職者 3年
 - ② 上記以外の方 5年
- (3) 在学する養成施設の長の推薦を得られる（学業優秀であること）
- (4) 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる
- (5) 他の都道府県及び政令指定都市が実施する同種の修学資金を借り受けていない
- (6) 国籍は問わないが、外国籍の場合は、申込時点の在留資格が「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」である

4. 貸付期間及び貸付金額等【規則第4条/要綱第4条】

- (1) 貸付期間 修学資金：卒業年次の12か月を含む、24か月（限度）

※正規の修学期間が24か月を超える養成施設に在学している場合で、貸付金額が120万円以内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。

※真にやむを得ない事由により留年した場合は、修学資金の貸付期間に含めることができます。

入学準備金：入学した年度

就職準備金：卒業する年度

※入学・就職準備金のみの申込みはできません。

※年度を跨いでの遡りをすることはできません。
- (2) 貸付金額 修学資金：月額5万円以内（総額120万円以内）

入学準備金：20万円以内

就職準備金：20万円以内

授業料減免の支援対象者（申請中の者を含む）が、修学資金の貸付けを希望する場合は、減免後も発生する自己負担額を、貸付金額の範囲内で貸付けます。
- (3) 利 子 無利子

5. 貸付けの申込み及び決定【規則第5～6条/要綱第5条～7条】

申込者は、養成施設長の推薦を受けて、横浜市社協へお申し込みください。横浜市社協は申込み内容を審査し、貸付けの可否を決定し、その結果を養成施設、申込者及び連帯保証人に通知します。

6. 貸付方法【規則第7条】

修学資金の交付は、申込者が指定した金融機関に原則6か月分ずつ振り込みます。
入学準備金は初回、就職準備金は最終送金時に、修学資金と併せて送金します。

7. 連帯保証人【規則第8条/要綱第8条】

連帯保証人を1名立てる必要があります。また、連帯保証人は独立した生計を営んでいることとします。(国税、地方税等について、既に徴収予定等の処分を受けていないこと、現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給していないこと)

日本国内に居住する20歳以上で、原則として65歳未満。外国籍の場合は、在留資格が「永住者」である者としてします。

8. 貸付決定の変更【規則第9条/要綱第9条】

以下に該当する場合は、貸付決定内容を再度審査し、貸付金の変更の可否を決定し、その結果を養成施設、修学生及び連帯保証人に通知します。

- (1) 高等教育の修学支援新制度における授業料減免の支援を受ける修学生が、契約期間中に支援区分の変更により減免額の増減が生じたとき
- (2) 修学資金の申込み・決定時には授業料減免の対象外であった修学生が、契約期間中に新たに授業料減免の対象となったとき

9. 貸付契約の解除及び貸付けの休止【規則第10条/要綱第10条】

- (1) 以下に該当する場合は、貸付契約を解除します。

- ① 養成施設を退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認めるとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき
- ⑤ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき
- ⑥ 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき
- ⑦ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

- (2) 以下に該当する場合は、貸付けを休止します。

- ① 養成施設を休学したとき
- ② 停学処分を受けたとき

10. 返還債務の免除【規則第11条、第14条/要綱第12条、第14条】

- (1) 全額免除

以下に該当するときは、返還債務の全額について免除を受けることができます。

- ① 養成施設卒業後1年以内に保育士登録を行い、指定施設において保育士業務に就き、かつ以下に定める期間引き続き従事したとき
 - ア 中高年離職者 3年
 - イ 上記以外の方 5年

注) 被災4県で勤務となった場合や、人事異動等によりやむを得ず横浜市外勤務となった場合は、当該業務従事期間に算入することができます。

注) 災害、疾病、その他やむを得ない理由により当該業務に従事できなかった期間は、引き続き当該業務に従事しているとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。

- ② 上記①の業務に起因する死亡、または心身の故障のため業務を継続できなくなったとき

- (2) 全額または一部免除

以下に該当するときは、返還債務(既に返還された金額を除く)の全額または一部について免除を適用される場合があります。

- ① 死亡、または心身の故障により返還することができなくなったとき^{※1}
- ② 長期間所在不明となっている場合等、返還することが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した時^{※1}
- ③ 指定施設において2年以上、保育士業務に従事したとき^{※2}

※1 相続人または連帯保証人への請求を行ってもなお、返還が困難であるなど真にやむを得ない場合に限り、個別に適用します。

※2 本人の責による事由により免職された方、特別な事情がなく恣意的に退職した方等については適用しません。

11. 返還【規則第 12 条/要綱第 11 条】

(1) 返還事由

以下に該当する場合は、返還事由が発生した月の翌月から返還しなければなりません。

- ① 修学資金の貸付契約が解除されたとき
 - ② 養成施設卒業後 1 年以内に保育士登録をせず、または指定施設において保育士業務に所定期間引き続き従事しなかったとき
 - ③ 指定施設において保育士業務に所定期間引き続き従事する意思がなくなったとき
 - ④ 保育士業務外の事由により死亡、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (2) 返還期間は、貸付期間の 2 倍に相当する期間内（ただし最長 48 か月）とします。入学準備金・就職準備金の加算を受けた場合、それぞれの加算につき 8 か月ずつ延長可能です。
- (3) 返還方法は、月賦または半年賦、年賦の均等払いによります。一括または繰上げ返還も可能です。なお、振込手数料は修学生の負担となります。

12. 返還債務の履行猶予【規則第 13 条/要綱第 13 条】

以下に該当する場合は、その事由が継続している期間、返還猶予を受けることができます。ただし、偽りの申込みや不正な手段で貸付けを受け、貸付契約を解除された場合はこの限りではありません。

- (1) 修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き、当該養成施設に在学しているとき
- (2) 養成施設卒業後 1 年以内に保育士登録を行い、指定施設において保育士業務に従事しているとき
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還債務の履行ができないと認められるとき

13. 届出義務【規則第 15 条/要綱第 15 条～第 18 条】

以下に該当する場合は、届出が必要です。

- (1) 修学生及び連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき
- (3) 修学生が従事先を変更したとき（当該猶予期間中）
- (4) 修学生が従事を辞めたとき（当該猶予期間中）
- (5) 修学生が死亡したとき

14. 即時返還【規則第 16 条/要綱第 19 条】

以下に該当する場合は、本会会長が決定する期間及び方法にて即時返還を請求します。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき
- (2) 修学資金を貸付けの目的外で使用したとき
- (3) 本会規則に定める各種手続きを怠ったとき
- (4) 返還計画に基づく返還を行わない行為を 2 度繰り返したとき

15. 延滞利子【規則第 17 条/要綱第 22 条】

修学生が正当な理由なく、修学資金を返還期限までに返還しなかったときは、遅滞日数に応じ、遅滞元金に対し貸付契約時の法定利率（令和 3 年度時点 3 %）の割合で延滞利子を徴収します。

指定施設一覧

区 域	施設等種別、及び法令・通知等
全 国	・ 国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて、児童福祉法第 27 条第 2 項の委託を受けた施設
	・ 肢体不自由児施設「整肢療護園」
	・ 重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
横 浜 市 内 施 設	児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項及び同条第 4 項 ・ 児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設
	児童福祉法第 7 条に規定 ・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所 ・ 児童厚生施設 ・ 児童養護施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童発達支援センター ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童家庭支援センター
	児童福祉法第 12 条の 4 に規定 ・ 児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	児童福祉法第 18 条の 6 に規定 ・ 指定保育士養成施設
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する事業であつて、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定する認可を受けたもの ・ 家庭的保育事業 ・ 小規模保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 13 項に規定するものであつて、第 34 条の 18 第 1 項の規定による届け出を行ったもの ・ 病児保育事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定するものであつて、第 34 条の 8 第 1 項の規定により市町村が行うもの及び同条第 2 項の規定による届け出を行ったもの ・ 放課後児童健全育成事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定するものであつて、第 34 条の 12 第 1 項の規定による届け出を行ったもの ・ 一時預かり事業
	児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであつて、同条第 34 条の 15 第 2 項、第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもののうち、下記に示すもの ア) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届出をした施設 イ) アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設 ウ) 雇用保険法施行規則第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設
	学校教育法第 1 条に規定しているもののうち次に掲げるもの ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ・ 「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定 ・ 認定こども園
	子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成 28 年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成 28 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定めるもの ・ 企業主導型保育事業